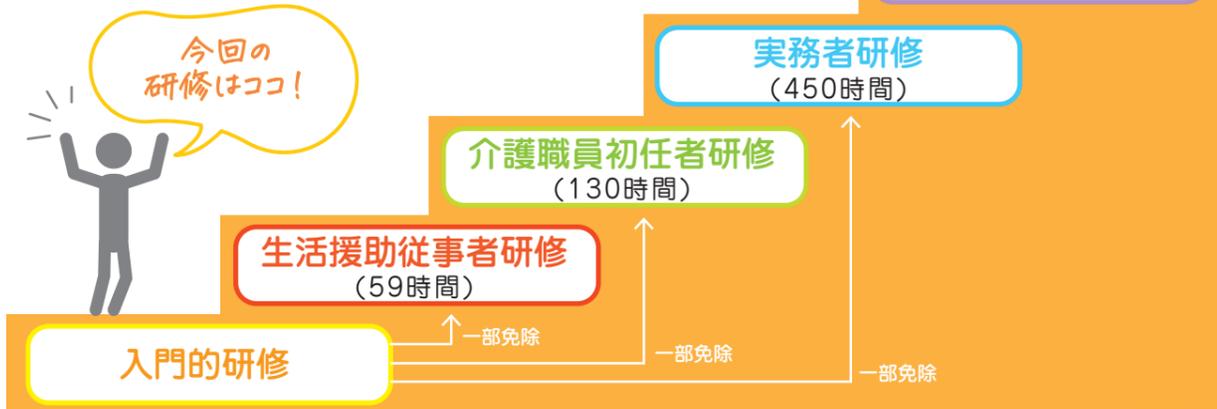
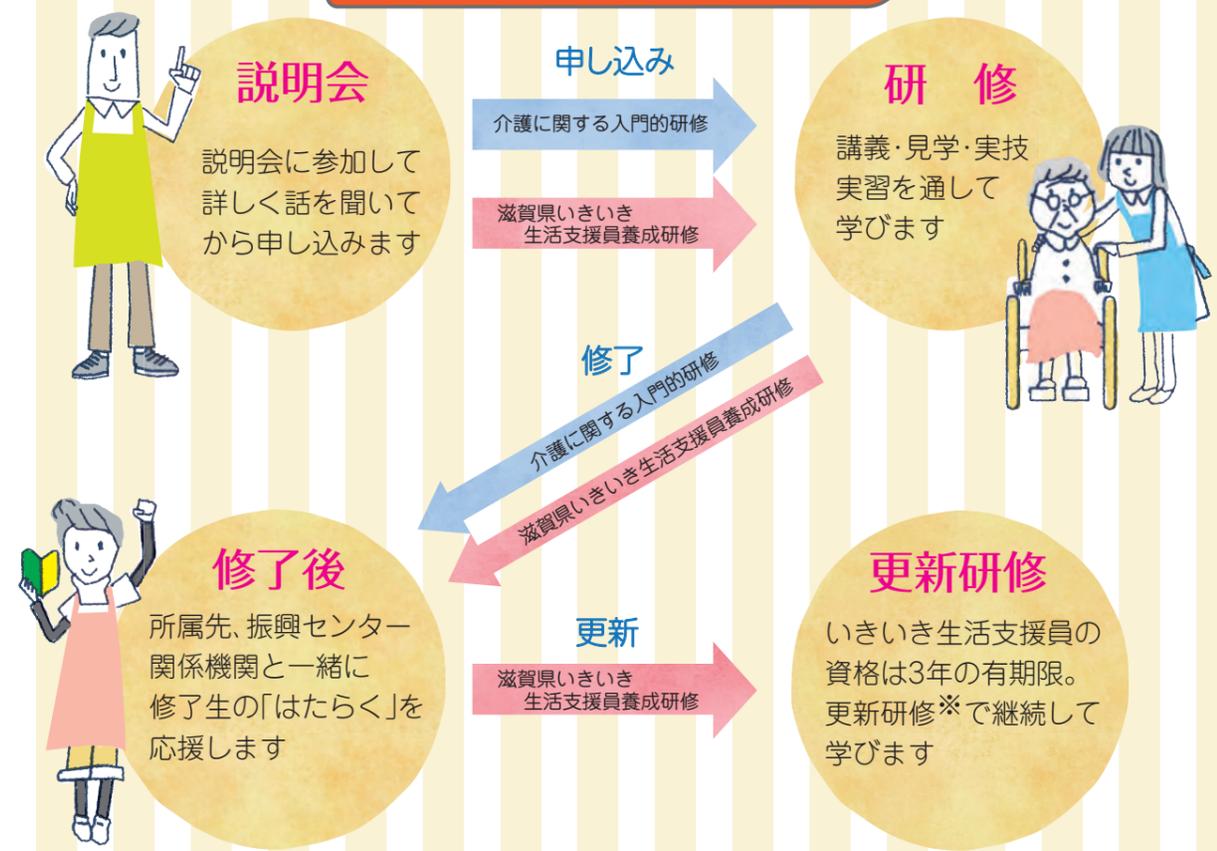


介護の研修
ステップアップのイメージ



check! 説明会から修了後までの流れ



※いきいき生活支援員研修課程修了証の期限内に12時間の更新研修を受講することで資格期限を3年間延長できます。

2022年度
介護等の場における知的・精神障害者就労促進事業
研修受講生
募集中

介護に関する入門的研修
滋賀県いきいき生活支援員養成研修

新しい自分に
チャレンジ

福祉サービスの
「受け手」から「担い手」へ!



説明会
9/12 (月) 14:00~15:30

大津市平野コミュニティセンター
大津市馬場3丁目15-45

説明会申込方法
申込用紙にご記入いただき
FAX または郵送でお申込ください。

- 研修課程 介護に関する入門的研修・滋賀県いきいき生活支援員養成研修
- 研修期間 2022年10月7日(金)~2022年12月21日(水)
- 会場 大津市平野コミュニティセンター(大津市馬場3丁目15-45)
- 受講料 3,740円(テキスト代等、消費税含む)
研修初日に現金でお持ち下さい。
- 募集人数 10名
- 研修修了認定方法 全科目の時間数に出席し、各回レポートを提出した方を修了者と認定し、修了証明書を交付します。

応募要件

- ・知的障害がある方
 - ①原則として療育手帳の交付を受けている方
 - ②障害福祉サービス事業所に所属しており、所属先からの支援が受けられる方。または、働き・暮らし応援センター、相談支援事業所等の支援が受けられる方。
 - ③本人が介護分野での就労を希望している事
 - ④原則として滋賀県に住んでいる方
 - ⑤説明会に参加された方
- ・精神障害がある方
 - ①原則として精神保健福祉手帳の交付を受けている方。または自立支援医療(精神通院医療)の受給者証の交付を受けている方
 - ②障害福祉サービス事業所に所属しており、所属先からの支援が受けられる方。または、働き・暮らし応援センター、相談支援事業所、精神科病院・診療所のデイケア施設等の支援が受けられる方
 - ③本人が介護分野での就労を希望している事
 - ④原則として滋賀県に住んでいる方
 - ⑤説明会に参加された方

申込締切
9月9日(金) 午前必着

主催：滋賀県、特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター

お問合せ先
NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター (担当:山中)
TEL.077-566-8266 FAX.077-566-8277
所在地：滋賀県草津市大路2丁目11-15

募集要項

1. 研修の目的

この事業は、知的障害・精神障害がある方を対象に、介護に関する入門的研修、滋賀県独自資格のいきいき生活支援員養成研修を実施します。その中で、高齢者介護について学び、障害のある方が福祉サービスの「受け手」から「担い手」となっていくことを目的とする事業です。

2. 事業の名称

2022年度介護等の場における知的・精神障害者就労促進事業

3. 研修課程

・知的障害がある方

介護に関する入門的研修+滋賀県いきいき生活支援員養成研修
カリキュラムに載っているすべての日程（ピンクと青）を受講してください。

・精神障害がある方

介護に関する入門的研修
カリキュラムに載っている青色の日程を受講してください。

4. 委託元

滋賀県

5. 募集人数

10名

6. 研修期間・場所

研修期間 2022年10月7日（金）～12月21日（水）
場所 大津市平野コミュニティセンター（大津市馬場三丁目15-45）

7. 受講料

3,740円（テキスト代等）昼食代、交通費は各自負担

8. 応募者の要件

・知的障害がある方

- ①原則として療育手帳の交付を受けている方
- ②障害福祉サービス事業所に所属しており、所属先からの支援が受けられる方。または、働き・暮らし応援センター、相談支援事業所等の支援が受けられる方。
- ③本人が介護分野での就労を希望している事
- ④原則として滋賀県に住んでいる方
- ⑤説明会に参加された方

・精神障害がある方

- ①原則として精神保健福祉手帳の交付を受けている方
または自立支援医療（精神通院医療）の受給者証の交付を受けている方
- ②障害福祉サービス事業所に所属しており、所属先からの支援が受けられる方。または、働き・暮らし応援センター、相談支援事業所、精神科病院・診療所のデイケア施設等の支援が受けられる方
- ③本人が介護分野での就労を希望している事
- ④原則として滋賀県に住んでいる方
- ⑤説明会に参加された方

9. 修了認定方法

研修課程の全科目に出席し、各回レポートを提出した方を修了者と認定し修了証明書を交付します。

10. 補講について

研修を欠席された方でやむを得ない事情があると認められる場合、欠席の教科について補講を行います。補講の方法は原則としてビデオ補講とし、補講は2コマまでとします。詳しくは説明会でお伝えします。

11. 説明会、申し込み方法

受講を希望する方は、9月12日（月）の説明会に必ず支援者等、関係者と一緒に出席してください。説明会で学則、カリキュラム、受講申込書をお渡しします。
申込用紙にご記入の上、9月9日（金）までにFAXまたは郵送にて振興センターまでお送りください。

12. その他

- ・新型コロナウイルス等感染拡大の状況により、研修を中断もしくは中止とする場合がございますので予めご了承ください。
- ・研修会場、実習先へのアクセスは、受講者・関係者・保護者で責任をもっていただきます。